

長崎県告示第392号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和5年長崎県告示第255号）の一部を次のとおり変更し、令和5年5月30日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和5年4月1日から令和6年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。</p> <p>【くろまぐろ（小型魚）】 <u>872.100 トン</u></p> <p>【くろまぐろ（大型魚）】 <u>194.400 トン</u></p> <p>【するめいか】 現行水準</p> <p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和5年4月1日から令和6年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。</p> <p>【くろまぐろ（小型魚）】</p> <p>長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 <u>45.552 トン</u></p> <p>長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 <u>812.076 トン</u></p> <p>【くろまぐろ（大型魚）】</p> <p>長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 <u>53.232 トン</u></p> <p>長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 <u>138.341 トン</u></p> <p>【するめいか】</p> <p>長崎県するめいか漁業 現行水準</p>	<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和5年4月1日から令和6年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。</p> <p>【くろまぐろ（小型魚）】 <u>728.900 トン</u></p> <p>【くろまぐろ（大型魚）】 <u>173.300 トン</u></p> <p>【するめいか】 現行水準</p> <p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和5年4月1日から令和6年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。</p> <p>【くろまぐろ（小型魚）】</p> <p>長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 <u>41.289 トン</u></p> <p>長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 <u>673.139 トン</u></p> <p>【くろまぐろ（大型魚）】</p> <p>長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 <u>51.948 トン</u></p> <p>長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 <u>118.525 トン</u></p> <p>【するめいか】</p> <p>長崎県するめいか漁業 現行水準</p>